

大和メディカル株式会社
ヘルパーステーション 檜の木

山形市介護予防・日常生活支援総合事業における

訪問型サービス（従前相当）重要事項説明書

当事業所は、山形市介護予防・日常生活支援事業における訪問型サービス（従前相当）の提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	大和メディカル株式会社
主たる事務所の所在地	〒990-2481 山形市あかねヶ丘二丁目10番56号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 富樫 正彦
設立年月日	平成23年10月3日
電話番号	023-644-0325

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーション 檜の木	
サービスの種類	山形市介護予防・日常生活支援総合事業における 訪問型サービス（従前相当）	
事業所の所在地	〒990-2483 山形市上町四丁目6番24号	
事業所の管理者	原田 千鶴	
電話番号	023-644-3364	
指定年月日・事業所番号	平成22年10月29日	0670103167
通常の事業の実施地域	山形市	

3. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

(2) 運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、山形市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・訪問型サービス（従前相当）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、山形市が定める基準及びその他の関係法令等への内容を遵守し、事業を実施します。

4. 提供するサービスの内容

訪問型サービス（従前相当）の内容は、次のとおりとします。

身体介護に関する内容	【内容】 ・排泄に関する介助 ・入浴介助 ・食事介助 等
生活援助に関する内容	・調理 ・掃除 ・洗濯 ・買い物 等

5. 営業日時

営業日	日曜日から土曜日まで
営業時間	午前6時00分から午後22時00分まで ※電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします。

6. 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1		事業所の管理
サービス提供責任者	4		サービス提供の調整 介護員の指導
訪問介護員等	25	4	サービス提供

7. 利用料等

(1) 訪問型サービス（従前相当）の利用料

・下記の料金表によって、

【基本部分】

利用回数	サービス費用
週1回程度 の利用	11,760円 月額定額制
週2回程度 の利用	23,490円 月額定額制
週2回を超える 程度の利用 (要支援2相当に限る)	37,270円 月額定額制

*上記のサービス料金表によって利用者のサービス利用回数等に応じた金額をお支払頂きます。なお、法定代理受領の場合は給付額を除いた金額（負担割合証に応じた1割又は2割又は3割の自己負担額）をお支払頂きます

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額（利用者負担）
		1割負担 の場合
初回加算	新規の利用者に訪問介護を行った月にサービス提供責任者が訪問若しくは同行した場合	2,000円/月
介護職員等処遇改善加算 (I)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合	1月につき +所定単位× 245/1000

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件（概要）	減算利用者負担
		1割負担の場合
同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又は20名人以上にサービスを行う場合	所定単位× 90/100
同一建物減算	事業所と同一建物の利用者に対するサービス提供の占める割合がサービス提供総数の90%以上の場合	所定単位× 88/100

(2) その他の費用

	【内容】
① 支給限度額を超えてのサービス	介護保険給付の支給限度額を超えてのサービスを利用される場合はサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の額と保険給付額を合わせた金額（自己負担額ではありません）が全額負担となります
② 日常生活上必要となる諸費用実費	日常生活の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用はご負担いただきます

(3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料金、その他の費用は1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、翌月の26日まで、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	指定口座より引き落としさせていただきます。所定の用紙にてお申込み下さい。
銀行振り込み	下記口座へ振り込み下さい 荘内銀行 あかねヶ丘支店 普通 1019761 大和メディカル株式会社 介護事業部 檜の木 代表取締役 富樫 正彦

8. 緊急時における対応方法

- ・サービス提供中に利用者の体調や容態の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- ・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

9. 事故発生時の対応

- ・訪問型サービス（従前相当）の提供により事故が発生した場合は、速やかに山形市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・訪問型サービス（従前相当）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当者：管理者 原田 千鶴 ご利用時間：8：30～17：15（毎週日～土曜日） 電話番号：023-644-3364
---------	---

(2) 行政機関その他の苦情相談窓口

苦情受付機関	所在地	電話番号
山形市 福祉推進部 指導監査課	山形市旅籠町二丁目3番25号	023-641-1212

11. 秘密保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	当事業所とその職員は正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持業務は利用者との契約終了後に於いても同様とする
従業者に対する秘密の保持について	事業所は従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約内容とする

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- ・サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 訪問型サービス計画書で計画されている以外の事については行うことができません
 - ② 利用者以外の御家族の方へのサービス提供は行うことができません

- ③ 感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるように業務継続に向けた計画等の策定を致します
(消防計画及び防火管理者選任、研修、訓練・シミュレーションの実施)
- ・体調不良等によりサービスを利用できなくなった際は、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。

1 3、虐待防止に関することについて

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為に次の措置を講ずるものとします

- ① 虐待を防止するための指針の整備
- ② 対策検討の委員会の定期的な開催
- ③ 虐待を防止する為の訪問介護員に対する研修
- ④ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ⑤ その他虐待防止のために必要な措置

○事業者はサービス提供中に当該事業所の訪問介護員又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとします。

1 4、身体拘束等に関すること

事業所は、サービス提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わない。

- ① 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合はその様態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ② 事業所は身体拘束等の適正化を図るために次ぎに掲げる措置を講ずる。
 - 一 身体拘束等の適正化のために対策を検討する委員会(テレビ電話を活用して行う事ができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - 二 身体拘束等の適正化ための指針を整備する。
 - 三 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

1 5、衛生管理に関すること

事業所は、訪問介護等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする

- ① 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずることとする。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用し行う事が出来るものとする。)を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。

- 二 事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する
- 三 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

16、事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための措置を講じ健全な職場環境とする。また。利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努めます

17、サービス提供の終了に伴う事について

- ① 介護保険の更新により要介護認定を受けた場合
- ② 利用者から契約解除の申し出があった場合
- ③ 利用者又はご家族の故意または重大な過失により、生命、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等契約の継続が困難な場合
- ④ 事業所のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
- ⑤ 利用者の死亡

サービスが終了する場合には事業所は御利用者に置かれている環境等を勘案し必要な援助を行うよう努めます

平成29年4月1日施行
令和1年10月1日改訂
令和3年4月1日改訂
令和4年10月1日改訂
令和6年4月1日改訂
令和6年6月1日改訂

私は、事業者より本書面に基づき重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることに同意しました。

平成 年 月 日

利用者 住所
氏名 ⑩

代理人 住所
本人との続柄
氏名 ⑩